４　「業務の種別（運用・募集・私募の別）」の欄には、法第63条の８第１項第１号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第２号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。

３　役員及び政令で定める使用人の状況

（　　年　　月　　日現在）

（ふ　り　が　な） 氏　名　又　は　名　称	役職	政令で定める使用人の種別

（注意事項）

１　外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条の９第６項第２号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

２　「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。

３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

４　相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者に関する事項

（　　年　　月　　日現在）

（ふ　り　が　な） 氏　名　又　は　名　称	役職

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

５　海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

（　　年　　月　　日現在）

名　　称	所　在　地	電　話　番　号

（注意事項）

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。